

## 生態環境分野における「行政手続きの簡素化・管理強化・サービス最適化」<sup>1</sup>改革の 深化、経済の質の高い発展の推進に関する指導意見

各省・自治区・直轄市環境保護庁（局）、新疆生産建設兵団環境保護局 御中

生態環境分野における「行政手続きの簡素化・管理強化・サービス最適化」改革を一層深化させ、同時に経済の質の高い発展及び環境のレベルの高い保全を推進し、人民のますます高まる素晴らしい生活と美しい環境へのニーズを絶えず満たしていくため、以下のように指導意見を提出する。

### 1、総体的要求

（1）指導思想。習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想を導きとし、第19回党大会及び第19回中央委員会第2、第3回全体会議の主旨を全面的に貫徹し、習近平の生態文明思想を深く貫徹し、党中央、国務院の「行政手続きの簡素化・管理強化・サービス最適化」改革に関する手配の要求を真剣に実施し、安定した中で前進を求め、総合的に目配りすることを堅持し、許認可制度改革の加速化、環境監督管理・法執行の強化、環境公共サービスの最適化を重点とし、環境保護産業の発展推進を切り込み口とし、環境経済政策の健全化を保障として、生態環境分野の「行政手続きの簡素化・管理強化・サービス最適化」改革を深化させ、発展の活力を促進し、有効な投資空間を十分に生かし、公平なビジネス環境を創出し、市場予測を誘導し、安定させ、環境便益、経済便益、社会便益のマルチウインを実現し、汚染防止戦略を戦い、経済の質の高い発展を促進するために強力なサポートを提供する。

### （2）基本原則

課題指向を堅持する。経済の質の高い発展に影響する顕著な課題の解決を方向とし、産業グレードアップの促進、ビジネス環境の最適化に対する環境政策施策の正の牽引力を強化する。

政策誘導を堅持する。資源配置における市場の決定的な役割を十分に発揮させ、政府指導の役割をよりよく果たし、生態環境分野の行政手続きの簡素化、権限委譲を積極的に推進し、市場主体の活力及び社会のイノベーション力を絶えず促進する。

種類別に施策することを堅持する。異なる地域、分野、業種の差異を十分に考慮し、総合的に目配りし、環境政策法令制定の科学性、執行の公平性と厳粛性をよりよく具現化する。

確実な実施と効果の発現を堅持する。「監督管理の中にサービスを組み入れ、サービスの中に監督管理を織り交ぜる」という作業理念を確立し、手続きの簡素化による活力の促進、監督管理による公平性の創出、サービスによる利便性の創出を確保し、「行政手続きの簡素化・管理強化・サービス最適化」改革措置の効果を確実に高める。

### 2、許認可制度改革を加速し、発展の活力と動力を促進する

（3）行政手続きの簡素化・権限委譲を一層深化させ、政府の職能を転換させる。すでに委譲した、または廃止した生態環境分野の行政許認可事項を確実に実行し、環境機構改革の中で行政許認可と関係のある事項の統合・整理及び廃止・下部機関への委譲作業を確実に実行し、関連する法令、部門規則、規范文書の改正を推進する。環境行政許認可の標準化の推進を加速し、行政手続きの簡素化に継続的に取り組み、許認可の効率を高める。主要業種の環境影響評価承認原則、参入条件及び重要な変更項目リストを完備させ、厳格に実施する。各レベルの生態環境保護部局が土壌保持、業種予備審査などの環境影響評価承認の前提条件を違法に設定または保留してはならない。法定の保全エリアに関わるプロジェクトについては、法令の定め適合するという前提のもとで、担当部局の意見を環境影響評価承認の前提条件としない。環境分野の仲介サービスが規範に従わず、料金徴収が不明確などの行為の是正に一層取り組む。貨物車の年度審査、年度検査及び排ガス検査の「3つの検査の統合」を加速する。「必要な証明

<sup>1</sup>中国語では「放・管・服」と言う。行政手続きの簡素化・下部組織への権限委譲を推進し、環境監督管理を強化し、サービスを向上すること。-訳注

書を減らして住民の利便さを向上させる」行動を引き続き推進し、行政申請資料をさらに減らす。

(4) 環境影響評価の管理方式を一層改革し、市場の活力を促進する。生態保護レッドライン、環境質ボトムライン、資源利用の上限ライン及び環境参入リストのマクロコントロールを強化し、計画環境影響評価、プロジェクト環境影響評価に対する指導と制約メカニズムを確立・改善し、区域空間環境評価を全面的に実施する。制度の連携を強化し、汚染排出許可証を環境影響評価の要件に組み入れ、企業の法令遵守の規則と監督法執行の根拠とする。計画環境影響評価とプロジェクト環境影響評価の連携に関する管理要件をさらに細分化し、重複評価を避ける。環境影響評価法違反行為に対する処罰を強化し、「承認を得る前に工事をスタートする」などの違法行為を断固なくす。「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」の動的アップデートを実施し、環境影響評価の分類を最適化する。環境影響評価技術ガイドライン体系を改善し、環境影響事項に一層焦点を当てる。環境影響評価の品質管理を強化し、環境影響評価文書の技術面の検証を強化する。新たに改正された「環境影響評価に関する住民参加規則」を実施し、住民参加の手順と形式を最適化する。

(5) 環境影響評価承認の効率をさらに高め、実体経済にサービスする。各レベルの生態環境部局は積極的にサービスし、事前に指導し、重要プロジェクト承認のスケジューリングを実施し、リストを作り、産業担当部局と連携して、建設プロジェクト事業主に対し早急に環境影響評価を開始するよう督促し、合理的に申請・承認期間を設定し、審査承認管理を最適化し、重要なインフラ施設、民生プロジェクト及び重要な産業配置プロジェクトのためにグリーン通路を設け、その場で受理し、受理後すぐに評価を行い、評価と審査を同時に実施し、承認に必要な日数を原則として法定日数の半分に短縮する。分類処理を実施し、環境保護要件に適合するプロジェクトに対して一律に環境影響評価の承認を早める。審査中に生態保護レッドライン及び法定の保全エリア内のガスパイプライン、鉄道などの建設プロジェクトを発見した場合、ルートを調整し、そのエリアを通過することを回避するよう指導・監督する。どうしても回避できない場合は、損害が生じない通過方法を採用するか、法令に従って関係行政担当部局に法定保全エリアの通過に関する行政許可を申請し、緩和と補修措置を強化するよう事業主に要請する。

### 3、環境監督管理・法執行を強化し、公平な発展環境を作り出す

(6) 環境保護査察を深化し、責任を明確にし、質の高い発展を推進する。環境保護査察のさらなる発展を推進し、逐一検査、処理委譲、検証、喚問、特別査察メカニズムを改善する。中央と省級の環境保護査察、再査察または特別査察を継続的に実施する。鉄鋼、建材など重点業種の立ち遅れた生産能力の淘汰を強化し、国の産業政策に合致しない小型の製紙、製革、染色など環境汚染が深刻な生産プロジェクトを廃止する。査察と是正を強化し、是正計画に盛り込まれた汚染処理、生態修復、アップグレード改造、産業調整など重要プロジェクトの是正の完全実施、実際効果の発現を推進し、質の高い発展を制約する環境インフラ施設の弱点及び産業の本質的な問題を解決する。苦情告発及び処理メカニズムを改善し、全国の環境告発情報を分析し、住民の関心の高い環境問題に対して早期警報を実施し、定期的に早期警報情報を発布する。中央環境保護査察問責作業を強化し、環境にダメージを与えた地方政府及び機関の指導者に対しては、法律・規則に基づいて精確に責任を問う。

(7) 法律に基づいた監督管理を厳格化し、法令を遵守する企業のために公平な競争環境を整備する。法律・規則の遵守を堅持し、関連する手続きが取られていない、汚染処理施設もない「散・乱・汚」企業の対策に力を入れ、「悪貨は良貨を駆逐する」問題を効果的に解決する。日ごと連続処罰、差し押さえ・押収、操業制限・操業停止などの手段を総合的に利用し、法に基づいて深刻な環境法違反行為を処罰する。汚染物質の排出量が基準を超え、生態環境保護担当部局により操業制限・操業停止での是正が命じられた企業は、環境是正要求の実施を完了しかつ生態環境保護担当部局の承認を経て初めて生産を再開できる。「2つのランダムと1つの公開」制度を全面的に実施し、環境法令遵守レベルの異なる監督管理対象に対する差別化管理を実現し、基準を超過する企業に対する検査と処罰を強化し、長期的安定的に排出基準を達成している法令遵守企業に対して監督管理の実施頻度を減らす。

(8) 「一律に対処するやり方」を厳禁し、法令遵守企業の權益を守る

形式主義、官僚主義に断固反対し、汚染防止の重点分野、重点区域、重点時期及び重点任務に対し、汚染排出実績及び環境管理の実際のニーズに基づき、規制措置を科学的に考案し、汚染物質の排出を効果的に減らし、企業のグリーン発展と産業の様式転換・グレードアップを推進し、「一律に対処するやり方」に断固反対する。各地が実施する環境保護査察・法執行においては、「すべては操業停止・閉鎖」「まずは操業停止させてから」というその場しのぎのやり方を厳しく禁止し、環境保護を口実に緊急の生産停止・操業停止を命じるなど一律かつ乱暴なやり方を断固として避ける。環境保護要求に適合する企業に対しては、一括的な操業停止など是正措置をとってはならない。工事施工、生活サービス業、畜産養殖業、特色のある産業、工業園地及び都市管理などの重点業種と分野に対しては、各地が「一律に対処するやり方」を防止するための効果的な措置を考案し、細分化し、速やかに社会へ公表しなければならない。環境保護査察・法執行において発見した問題については、各地が要求に従って実行可能な改善計画を作成し、関連政策の支援を強化し、具体的な問題に応じて段階的な改善目標を打ち出し、上層機関から下層機関へ課題を押し付け、どんどん達成期限を短縮することを避けなければならない。各地が環境保護における「一律に対処するやり方」に対する検査・処分を強化し、環境保護査察などの名目での法令違反活動を断固として抑えなければならない。不作為、職権乱用などの現象に対して、発見したら即時処分し、厳しく責任を問う。

4、環境に関する公共サービスを最適化し、質の高い発展に適応できるサービス能力を向上する

(9) 「インターネット+行政サービス」を推進し、行政サービスの効率を高める。「生態環境部行政サービス総合プラットフォーム『インターネット+行政サービスプラットフォーム』整備」プロジェクトをスタートさせる。オンライン許認可データベースを構築し、建設プロジェクト環境影響評価、新化学物質環境管理登録などの行政許認可システムを統合し、「1ストップ式」申請許可プラットフォームを構築する。ポータルサイト及び行政許認可庁舎の配置を最適化し、オンライン申請を全面的に推進すると同時に、窓口での速達（書類）受理も実施し、窓口に向かなくてもよいような申請・許認可の実施を加速する。地方が汚染源監督管理動的情報データベース、法執行人員データベース、ランダム抽出検査情報システムを構築・改善するよう督促し、環境行政情報サービス能力を確実に向上する。

(10) 環境ビッグデータの整備を推進し、情報サービスのレベルを高める。全国環境モニタリングデータのオンライン共有データベースを開発し、環境ビッグデータプラットフォームの整備を加速する。環境情報のオンライン共有を強化し、データリソースの統一的管理・集約と共有を実現し、「情報の孤島」を打破する。環境保護情報の強制公開制度を構築・改善し、汚染排出重点事業者が自主的にモニタリングする汚染物質排出データ、汚染処理施設の運転状況、環境法違反処罰及び是正状況などの情報を遅滞なく公表するよう監督し、排出基準不適合施設の設備供給業者、維持管理業者などの情報を公表する。生態環境保護担当部局と金融監督管理担当部局との情報共有メカニズムを構築し、企業の環境法令違反情報を金融信用情報基礎データベースに組み入れる。汚染排出企業の環境信用記録制度を大々的に推進し、部局間の企業信用情報の共有と共同処罰を深化し、関連規定に基づいて「信用中国」ウェブサイトで公表すると同時に、汚染排出許可証、法執行・監督、グリーン金融などの政策とリンクさせる。

(11) 環境に対する科学技術のサポートを強化し、技術サービスの能力を強化する。重点実験室、エンジニアリング技術センター、科学観測研究ステーション、環境シンクタンクなど環境保護科学技術イノベーションプラットフォームの整備を強化する。環境保護科学技術成果の実用化に関する技術評価、技術検証、二次開発、技術取引、産業インキュベーションの全過程についての国家環境保護科学技術成果実用化総合サービスプラットフォームの構築を加速し、利用可能な最良技術推薦リスト及び環境保護設備・技術ニーズの情報を定期的に発布する。環境専門家サービスチームの設立を推進し、重点区域、重点流域及び重点業種を対象に診断を行い、環境保護技術・政策及び技術需給のマッチングを実施し、確実に実施可能なソリューションを提案する。環境モニタリング領域のサービスの社会化を推進し、民間モニタリング業者に対する監督管理を強化し、環境モニタリングデータの捏造などの違法行為を厳しく取り締まり、環境データの信頼性・正確性を確保する。

5、環境保護産業の発展を推進し、質の高い発展を牽引する新たな産業を作り出す

(12) 環境プロジェクトの実施を加速し、環境保護産業の有効需要を創出する。汚染防止攻略戦の7つのシンボリックな戦いを重点として、重要な汚染処理プロジェクトの実施を推進し、環境保護産業の発展を効果的に牽引する。各地が汚染防止攻略戦プロジェクトの準備と計画を確実に実施し、速やかに社会に対してプロジェクトの情報と投資の需要を公開するよう指導する。中央環境保護投資プロジェクト準備データベースを構築・改善し、財政特別資金によるプロジェクト効果評価の支援体系を改善し、工事の進捗状況、維持管理の効率、サービス効果などを評価の対象に盛り込む。プロジェクトの準備、実施効果と予算手当との連携メカニズムを構築する。重点業種の水、大気汚染物質排出基準・規範の制改定を加速し、基準の環境保護産業発展予測に対する誘導と促進の役割を十分に発揮させる。

(13) 環境対策モデルのイノベーションを推進し、環境保護産業の発展効果を引き上げる。エコロジーオリエント型都市開発(EOD)モデルの実施を模索し、環境対策とエコツーリズム、都市開発などの産業との融合的発展を推進し、分野別にベンチマークとモデルプロジェクトを作り上げる。工業園地、小都市を重点とし、環境総合対策委託サービスを推進し、一群の環境総合対策委託モデルのパイロット事業をスタートさせる。生態文明建設モデル区の創建、山・水・林・田・湖・草生態保護修復工事パイロット事業において、環境対策モデルとメカニズムの革新に取り組んでいる地域を支援する。環境質の改善を核心とすることに適合する工事プロジェクトの実施モデルの普及を推進し、建設と維持管理の統一実施を強化し、「効果に応じた費用の支払い」型環境パフォーマンス契約サービスを実施し、全体的に環境改善効果を引き上げる。環境分野における政府と民間資本の連携(PPP)モデルの標準化を図り、「汚染防止攻略戦を戦い、環境分野における政府と民間資本の連携を推進することに関する実施意見」の作成を加速し、あらゆる手段を講じて、汚染防止攻略戦の目標達成をサポートする作用が大きく、環境便益の高いPPPプロジェクトを支援する。

(14) 業界規範による指導を強化し、環境保護産業の健全な発展を促進する。業界協会や科学研究機関と連携して重点分野の環境対策プロジェクトの基準収益率を検討・公表し、業界投資の合理的な収益の指導とする。環境分野のPPPプロジェクトと環境汚染第三者処理プロジェクトに対して第三者預託(Escrow)プラットフォームを導入する。環境配慮企業信用等級評価を実施し、環境ベンチマーキングの対象企業と環境法違反企業の情報の公開を実施する。種類別に「環境プロジェクト技術指標の評価に関するガイドライン」を制定・公表し、入札実施機関の評価手順と方法を指導し、環境技術と環境便益評価得点のウェイトを大きくし、悪質な低価格入札を効果的に防ぐ。高効率集塵、汚染サイトの修復、揮発性有機化合物(VOCs)処理設備・材料などに関する規範・基準の制定と発布を推進し、環境保護産業の標準化レベルを高める。環境技術評価制度を改善し、実際の利用効果によって技術の先進性と利用可能性を評価する。

6、環境経済政策を整備し、資源配置における市場の決定的な役割を果たす

(15) グリーン金融政策のイノベーションを図り、環境企業の資金調達の問題を解決する。国家グリーン発展基金の設立を積極的に推進し、グリーン投資に対する国の指導的役割を発揮し、国家重要戦略及び汚染防止攻略戦実施対象の重点地区、重点分野、重点業界を支援する。環境責任保険制度を構築し、環境リスクが高く、環境汚染事件が比較的に集中している業界・企業を保険加入対象に組み入れ、環境リスクに対する監視抑制を強化する。区域レベル及び全国レベルの汚染物質排出権取引市場の構築を推進し、全国レベルの二酸化炭素排出権取引市場の整備を推進する。開発金融からの環境対策への資金投入を誘導する。グリーン貸付、グリーン債券など新しいグリーン金融製品の開発を奨励し、汚染排出権、費用徴収権、売掛債券、知的財産権、政府によるサービス購入契約及びコンセッション契約事業の収益を担保とする融資の実施を推進する。

(16) 価格・財政・租税政策を実施し、市場主体のモチベーションを高める。国のグリーン発展促進に関する価格メカニズムの実施を加速し、地方の各レベルの生態環境保護部局は、価格担当部局と積極的に連携して汚水処理費の徴収、固形廃棄物処理費の徴収、節水水道料金、省エネ環境保全電気料金などの価格メカニズムを構築し、次第に改善していく。市場化される環境権価格設定メカニズムを検討・改善し、環境権益及び将来の収益権が確実に適切な抵当物になることを推進する。また、税務当局と連携して環境保護税の徴収管理能力の向上及び関連制度の整備を強力に推進し、地元に適した汚染物質種目と課税基準を徐々に整備し、改善する。

関係部局と連携して環境保護に資する租税優遇政策及び補助金政策を制定し、環境保護専用設備生産企業の所得税及び第三者処理企業の所得税の優遇政策を積極的に実施する。

(17) 環境経済政策のイノベーションを図り、グリーン生産と消費を促進する。引き続き産業構造最適化事業における環境保護総合リストの効果の発揮を促進し、「高汚染・高環境リスク製品」リストに掲載する製品の種類を増やす。環境保護「トップランナー」制度の構築を加速し、「トップランナー」財政補助金、金融貸付支援などの政策の確立を模索する。クリーナープロダクション審査メカニズムを強化し、グリーンサプライチェーンを構築する。積極的にグリーン消費の牽引的な役割を果たさせ、環境ラベル製品を普及させる。グリーン貿易政策を改善し、中国グリーン製品基準を押し広め、グリーン「一带一路」の共同構築を推進する。

地方の各レベルの生態環境保護部局が責任を全うし、自ら進んで業務を進め、協調協力を強化し、本意見の要求に従い、それぞれの地域の実情に応じてやり方を改革し、対策を細分化し、実施計画を作成しなければならない。宣伝指導を強化し、新しい課題・問題を検討し、経験を総括・普及し、賞罰メカニズムを確立し、実施効果の顕著な地域を表彰し、実施が不十分な地域に対して通知を配布して批評し、生態環境分野の「行政手続きの簡素化・管理強化・サービス最適化」改革の各任務が確実に実行されるよう確保し、質の高い発展が実際の効果を収めることを促進する。各省（自治区・直轄市）の生態環境保護部局は毎年1月末までに本意見の実施状況を生態環境部へ報告する。

生態環境部  
2018年8月30日

生態環境部弁公庁が2018年8月31日に印刷配布した。